

議案第 26 号

宝塚市立温泉利用施設条例を廃止する条例の制定について

資料3 普通財産に転換後の事業スキーム

普通財産に転換後の事業スキームについては次のとおりですが、事業者の動向により変動する可能性があります。

令和8年度	令和8年(2026年)4月～	議案可決後、当該条例を廃止し、普通財産化の手続きを実施
	令和8年(2026年)7月1日～	施設の一時休館
	令和8年(2026年)7月～	公募型プロポーザル実施要領等の公表
	令和8年(2026年)12月	参加表明書の提出
	令和9年(2027年)2月	企画提案書の提出、プレゼン
令和9年度	令和9年(2027年)5月 ～令和10年(2028年)1月	リニューアル修繕期間
	令和10年(2028年)3月	運営開始予定日